



# かけはし

➤ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 日本年金機構公式X (旧Twitter) アカウント (@Nenkin\_Kikou)

## はじめに

皆さん、こんにちは。1月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、口座振替・クレジットカード納付による前納の取扱変更や、納付書によらない納付の開始、また、公的年金等の源泉徴収票の送付、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付に関する内容について掲載しています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 目次

■ はじめに	.....	p. 1
■ 理事長の挨拶	.....	p. 2
■ 機構からの連絡	.....	p. 4
・ 各種取組事業のスケジュールについて		
・ 「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」及び「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」をお客様へ交付する際に注意喚起をお願いします		
・ ねんきんネットを活用して国民年金保険料が納付できるようになりました		
・ 令和5年分公的年金等の源泉徴収票を送付します		
・ 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います		
・ 令和5年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します		
・ 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について		
・ 国外転出入情報を活用した国民年金第3号被保険者等に係る勧奨等を実施します		
・ 年金生活者支援給付金 相談チャットの開設について		
・ 予約による年金相談周知用チラシ及びポスターの変更		
・ 令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（厚生年金保険の被保険者51人以上の企業等）が行われます		
■ 障害年金講座	.....	p.28
■ 地域の独自情報	.....	p.32
■ 編集後記	.....	p.32

# 市区町村職員の皆様へ ～新年ご挨拶～

日本年金機構 理事長 大竹 和彦

日頃より国民年金事業の円滑な推進にあたり格段のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

当機構の基幹業務である国民年金事業につきましては、地域住民の皆様との相談窓口である市区町村におきまして、納付案内等きめ細やかな対応を行っていただいたことにより安定的な運営がなされてきたところです。その結果、国民年金保険料の令和4年度の現年度納付率は76.1%、最終納付率は80.7%となり、最終納付率80%台に機構発足後、初めて到達しました。現年度納付率は11年連続、最終納付率は10年連続上昇しています。

これもひとえに、市区町村職員の皆様方のお力添えの賜物であります。重ねて御礼申し上げます。

国民年金保険料の納付率は、年金制度に対する「信頼のバロメーター」の一つとも言え、更なる納付率向上を目指すことは極めて重要であると考えています。当機構としては、年齢、所得、未納月数等に応じた効果的な収納対策に取り組むとともに、それらの取組に関する情報は市区町村職員の皆様とも適宜共有しながら進めてまいります。

また、当機構は現在、各種オンラインサービスの拡充に努めているところです。その一環として、市区町村や年金事務所に赴くことなく手続きができるよう、国民年金の加入手続きや保険料免除等の電子申請を令和4年5月から開始しています。昨年10月からは、マイナポータルとねんきんネットの認証連携がお済みの方で免除に該当すると思われる方を対象に、マイナポータルのお知らせ（電子ポスト）に免除TAをお送りする取組を始めており、電子申請を利用する方の増加に繋がっています。

加えて、国民年金保険料の納めやすい環境の整備を目的に、昨年2月から金融機関等に赴くことなく納付ができる、スマートフォンアプリを使用したキャッシュレス納付を開始しているところですが、今年1月からは納付書がなくてもねんきんネットで納付できるサービスを開始し、今年3月からはオンラインにより国民年金保険料の口座振替申請ができるサービスを開始する予定です。

年金相談の分野では、昨年9月から扶養親族等申告書の電子申請を開始したところですが、今年6月からは老齢年金請求書の簡易な電子申請も可能とする予定です。

また、インターネットによる年金相談予約については、今年1月から、老齢年金の相談のみではなく、遺族年金や障害年金の相談もネット予約ができるよう、対象を拡大しました。

さらに、マイナンバーによる情報提供ネットワークシステムを活用した戸籍情報の連携に向けた準備を進め、年金請求等に際し必要な添付書類の省略を図ってまいります。

令和5年においては、男女とも特別支給の老齢厚生年金の支給年齢に到達し、相談件数及び請求件数の増加がありました。大きな混乱がなく進められたことは市区町村職員の皆様のご協力のおかげです。当機構も引き続き、年金事務所のお客室相談室の体制整備を進め、併せて、市区町村の相談窓口における円滑な対応に資するよう、本情報誌等を通じたさらなる情報提供の充実に努めてまいります。

改めて申し上げるまでもありませんが、国民年金制度を含む公的年金制度の円滑な運営や、年金権をしっかりと確保し、地域住民の皆様へのサービスを向上させていくためには、市区町村職員の皆様方と当機構が協力・連携を一層深めつつ、協働して事業にあたる必要不可欠であると考えております。

当機構の役職員一人ひとりが、地域住民の皆様のニーズをしっかりと把握し、年金実務のプロとしての自覚・矜持・気概をもって、市区町村職員の皆様方とともに日々の職務に当たってまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、国民の皆様への年金権確保に向けた国民年金制度の普及・啓発活動に、市区町村職員の皆様方のご支援とご協力を改めてお願いするとともに、本年が市区町村職員の皆様方にとって実りある一年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



## 機構からの連絡

### 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和6年1月から令和6年3月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

### 令和6年 1月

- (定例) 源泉徴収票の発送
- (定例) 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨の送付

### 令和6年 2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
- (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

### 令和6年 3月

- (定例) 年度未収納対策用納付書の送付



## 「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」及び「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」をお客様へ交付する際に注意喚起をお願いします

(国民年金部)

令和6年3月から国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付による初回振替(立替)時からの前納(開始時前納)が開始します。(詳細は次頁)

これに伴い、「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」及び「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」の様式を変更します。

このため、現在使用中の申出書は、令和6年3月以降使用できなくなります。

つきましては、令和6年2月29日(木)までに窓口等において、「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」及び「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」を交付される場合は、以下のチラシを合わせて交付いただき、交付いただいた申出書については、令和6年2月29日(木)までにご提出いただくよう、お客様にご案内をお願いします。

### 令和6年3月から

#### 国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付での前納について、年度の途中からまとめて振替(立替)できるようになります。

振替(立替)方法に前納(6カ月前納・1年前納・2年前納)をご選択の場合

##### 【現在は】

- ▶ 初回振替(立替)から当年度3月分までは1カ月分ずつ毎月振替(立替)し、4月末に翌年度以降の保険料をまとめて振替(立替)



⇒ 3月分までは毎月振替(立替)(割引なし)

⇒ 翌年度以降の保険料を4月末にまとめて振替(立替)(割引あり)

※ 6カ月前納の場合は、上記のほか、9月末まで1カ月分ずつ毎月振替(立替)し、最初の10月末にまとめて振替(立替)

##### 【令和6年3月以降の受付分からは】

- ▶ 年度の途中からでも、年度末(又は翌年度末)までの保険料をまとめて振替(立替)



⇒ 初回振替(立替)時に当月分から当年度3月分(または翌年度3月分)までまとめて振替(立替)(割引あり)

⇒ 初回振替(立替)後最初の4月末に1年分(または2年分)まとめて振替(立替)(割引あり)

※ 6カ月前納を選択した方で初回振替日が5月末から9月末となる場合は、最初の10月末に初めて6カ月前納(前納)の振替(立替)となります。

※ 口座振替の場合、初回振替時に前月分の保険料が未納の場合は、前月分の保険料をあわせて振替します。

##### △ ご注意ください

- ☞ 令和6年3月以降は、この申出書では受付できなくなりますので、ご使用いただく場合は、令和6年2月末までにお手続きください。

令和6年3月以降に口座振替またはクレジットカード納付のお申し込みをいただく場合の申出書は、令和6年3月1日から年金事務所等の窓口で配付するとともに、日本年金機構のHPへ掲載します。

## 令和6年3月以降の口座振替またはクレジットカード納付による初回の振替（立替）方法

振替（立替）方法に前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）を選択する場合、令和6年3月以降のお申し込みから、年度の途中からでも口座振替またはクレジットカード納付によるまとめ払い（前納）が可能となります。

### 令和6年2月29日（木）受付分まで

初回振替（立替）から当年度3月分までは1カ月分ずつ毎月振替（立替）し、4月末に翌年度以降の保険料をまとめて振替（立替）

- ・3月分までは毎月振替（立替）（割引なし）
- ・翌年度以降の保険料を4月末にまとめて振替（立替）（割引あり）

※6カ月前納の場合は、上記のほか、9月末まで1カ月分ずつ毎月振替（立替）し、最初の10月末にまとめて振替（立替）

### 令和6年3月1日（金）受付分から

年度の途中からでも、年度末（または翌年度末）までの保険料をまとめて振替（立替）

- ・初回振替（立替）時に当月分から当年度3月分（または翌年度3月分）までまとめて振替（立替）（割引あり）
- ・初回振替（立替）後最初の4月末に1年分（または2年分）まとめて振替（立替）（割引あり）

※6カ月前納を選択した方で初回振替日が5月末から9月末となる場合は、最初の10月末に初めて6カ月分まとめて（前納）の振替（立替）となります。

※口座振替の場合、初回振替時に前月分の保険料が未納の場合は、前月分の保険料をあわせて振替します。

### 留意事項

令和6年3月以降に口座振替またはクレジットカード納付のお申し込みをいただく場合の申出書は、令和6年3月1日（金）から年金事務所等の窓口で配付するとともに、日本年金機構ホームページに掲載します。

# ねんきんネットを活用して国民年金保険料が納付できるようになりました (国民年金部)

令和6年1月9日（火）から国民年金保険料の納付書がお手元になくても、ねんきんネットを活用して納付（「納付書によらない納付」）ができるようになりました。

## 「納付書によらない納付」とは

ねんきんネットの画面上で納付したい保険料を選択し、インターネットバンキング等を利用してPay-easy（ペイジー）により納付する仕組みです。

ねんきんネットから金融機関ホームページ（インターネットバンキング）にPay-easy（ペイジー）納付に必要な納付書情報（収納機関番号、納付番号、確認番号）が自動で送信されますので、お手元に納付書がなくてもインターネットバンキングでPay-easy（ペイジー）納付ができます。

また、ねんきんネットの画面上に表示される納付書情報（収納機関番号、納付番号、確認番号）を、Pay-easy（ペイジー）対応のATMに入力し納付することもできます。

## 納付可能な保険料

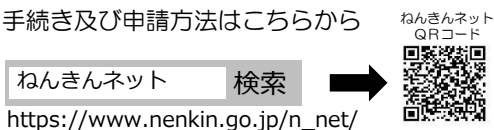
前月分以前の国民年金保険料と追納の申込みが承認された期間の国民年金保険料が納付できます。

※前納等、当月分以降の保険料の納付はできません。

## ねんきんネットの利用登録方法

「納付書によらない納付」を利用するためには、ねんきんネットの利用登録が必要です。「マイナンバーカードを利用する方法」と「ユーザID・パスワードを利用する方法」のどちらかでねんきんネットにログインします。

手続き及び申請方法はこちらから



ねんきんネット

検索



[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



マイナポータル

検索



<https://myrna.go.jp>

## ホームページによる案内

「納付書によらない納付」の詳細については、日本年金機構ホームページでもご案内しています。

トップページ > 年金の制度・手続き > 国民年金 > 国民年金の保険料



納付書がなくても  
納付できるよ



# 「納付書によらない納付」の利用方法の詳細

1 「ねんきんネット」にログインし「国民年金保険料を納付する」を選択する



2 「国民年金保険料を納付する」画面の「Pay-easy (ペイジー) で納付」を選択する



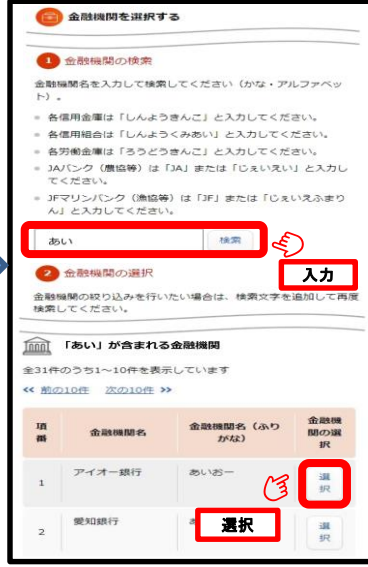
3 「納付する納付書情報を選択する」画面で納付したい年度、月を選択する



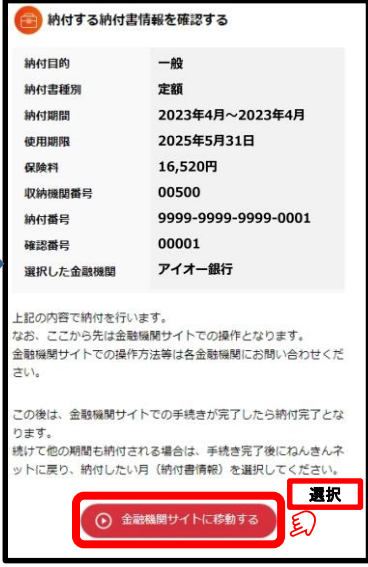
4 「納付する」を選択する  
※ 金融機関等に設置されたPay-easy (ペイジー) 対応のATMから納付することもできます。



5 金融機関を検索し、納付を希望する金融機関名を選択する



6 「金融機関サイトに移動する」を選択すると金融機関サイトに遷移するためログインし支払いのボタンを選択し完了



※金融機関サイトに移動した後の操作方法是各金融機関にお問い合わせいただくこととなります。


より保険料を納付しやすくなりますので、是非、市区町村のホームページや広報誌で周知していただきますようお願いします。





## ◆ 源泉徴収票の送付

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、令和5年2月支払分から令和5年12月支払分まで（令和6年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで）の金額を記載した源泉徴収票をお送りします。

 所得税および復興特別所得税の課税対象ではない障害年金、遺族年金および年金生活者支援給付金については、源泉徴収票は送付しません。

## ○ハガキ

令和6年1月9日（火）～16日（火）にかけて順次発送します（郵便事情により、お手元に届くまで8日程度かかる場合があります）。

なお、下記「電子送付」で、ねんきんネットで電子送付の希望登録を行っている方には、郵送を行っておりません。

## ○電子送付

令和6年1月4日（木）～令和6年1月10日（水）にかけてマイナポータルの「お知らせ」に電子送付しています。令和6年1月3日（水）までに電子送付希望の登録を行った方に加えて、今年度は、マイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続きをしているすべての方に電子送付を行います。ただし、「ねんきんネット」で「電子送付を希望しない」を登録している方には電子送付は行いません。

受け取った電子データを利用すると、e-Taxでの確定申告が簡単にできます。

## ◆ねんきんネットでの内容確認

「ねんきんネット」（[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)）で、令和5年12月28日（木）より源泉徴収票の内容確認することができます。こちらも併せてご案内ください。

## ◆源泉徴収票の記載内容

源泉徴収票（ハガキ）の様式イメージは、次々頁のとおりです。

源泉徴収票の記載内容については、令和5年1月施行の税制改正で国外居住（＝非居住者）の扶養親族の要件が変更されたことに伴い、非居住者区分の表示方法を変更しています。源泉徴収票の「控除対象扶養親族」の「区分」欄において、下記の非居住者の該当する要件に応じて該当するコードが表示されます。

- 01：対象者の年齢が「30歳未満、または、70歳以上」である場合
- 02：対象者が01に該当せず、留学のため国内に住所・居所を有しなくなった場合
- 03：対象者が01に該当せず、障害者に該当する場合
- 04：対象者が01に該当せず、年金受給者からの令和5年の生活費または教育費に充てるための送金見積額が、年間38万円以上であった場合

### ◆源泉徴収票の再交付

令和5年分の源泉徴収票の再交付については、令和6年1月4日（木）から可能となっています。オンラインや電話で、ご自宅から再交付申請ができますので、ぜひご案内ください。

申請の窓口	再交付の形式	お手続き	再交付までの日数
オンライン (ねんきんネット)	電子データ	マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、「通知書の再交付申請」において「電子送付」を選択のうえ申請してください。	電子送付まで 3～5営業日
	書面	「ねんきんネット」にログインし、「通知書の再交付申請」において「郵送」を選択のうえ申請してください。	発送まで1週間程度
電話 (ねんきんダイヤル)	書面	基礎年金番号のわかるものをご用意いただき、オペレーターに源泉徴収票の再交付希望の旨をお伝えください。日本年金機構に登録されているご本人の住所あてに郵送します。	発送まで2週間程度

### ◆ご不明な点がある場合

○源泉徴収票の記載内容の説明・よくあるご質問（Q&A）等について

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載していますので、そちらをご案内ください。

○相談チャットについて

日本年金機構ホームページでは、源泉徴収票に関するよくあるお問い合わせに、自動でお答えする相談チャットを令和5年12月28日（木）から開設しています。

24時間いつでも対応していますので、ぜひご案内ください。

ホームページや相談チャットをご覧いただいてもご不明な点がある場合には、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内ください。

# ◆令和5年分源泉徴収票様式イメージ




料金後納  
郵便

**親展**



**開封前にあて名をご確認ください。**

このお知らせを受けられた方が、あて名記載の受取人でない場合は、お手数をおかけしますが、開封せず「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

**源泉徴収票 に関する大切なお知らせ**

確定申告書または住民税申告書を提出する際は、毎回、マイナンバーの記載およびマイナンバーカードなどの本人確認書類の提示またはその写しの添付が必要です。

差出人 
**日本年金機構**  
 Japan Pension Service

〒168-8505  
 東京都杉並区高井戸西  
 3丁目5番24号

裏面からゆつくり読んでください。開いてください。水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

**令和5年分 公的年金等の源泉徴収票**

<b>支払を受ける者</b>	住所又は居所 (フリガナ) 氏名	生年月日	年金の種類
<b>区分</b>			
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	支払金額	源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	円	
所得税法第203条の3第7号適用分	円	円	
<b>本人</b>	<b>源泉控除対象配偶者の有無等</b>	<b>控除対象扶養親族</b>	<b>障害者の数</b>
特別障害者 その他の障害者	ひとり親 高齢者 一般 老人	特定 老人 その他 人 人	16歳未満の扶養親族の数 障害者の数 特別 その他 人(人) 人
			<b>社会保険料額</b>
			円
源泉控除対象配偶者 配偶者	(フリガナ) 氏名	区分	(摘要)
控除対象扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分	
	(フリガナ) 氏名	区分	
16歳未満の扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分	
	(フリガナ) 氏名	区分	

支払者 法人番号 6000012070001  
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

**源泉徴収票の見方**

1. 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いした金額で、源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税）と社会保険料を差し引く前のものです。「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。  
 また、年金がさかのぼって訂正された場合（失業給付・高齢雇用継続給付金を受給されている方等）は、訂正後の支払金額を記載した源泉徴収票を令和6年2月以降に改めてお送りします。
2. 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税は含んでいません。
3. 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金（退職等年金給付）、経過的職域加算額（退職共済年金）を受けている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

4. 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。
5. 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料（税）額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。

**【個人住民税について】**  
 公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載していません。個人住民税額については、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。

**【復興特別所得税について】**  
 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。（支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。）

この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。

非居住者の該当要件をコードで表示

## 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います

(国民年金部)

現金で国民年金保険料を納付している方へ、口座振替及びクレジットカード納付の利便性や前納制度による割引等を周知し、利用促進するための勧奨を行います。

### 対象者

口座振替納付及びクレジットカード納付を利用していない方のうち、下記のいずれかの要件に該当する方(※)

1. 令和3年11月分から令和5年9月分に未納がなく、令和5年10月分が前納により納付済みの方
2. 直近3か月(令和5年8月分から10月分)にのみ未納があり、令和5年10月分が未納又は前納により納付済の方

※ 令和5年12月中旬に対象者を抽出しています。

### 発送日

- ◆ 令和6年1月下旬(予定)

### 発送物

- ◆ 国民年金保険料口座振替納付申出書
- ◆ 国民年金保険料クレジットカード納付申出書
- ◆ 勧奨用リーフレット

(勧奨用リーフレットの例は、本誌11頁～12頁をご覧ください。)

- ◆ 返信用封筒

※ 「口座振替納付申出書」及び「クレジットカード納付申出書」は、被保険者の基礎年金番号、生年月日及び住所が印字されたものを送付します。

※ 国民年金保険料の前納制度(「2年前納」「1年前納」「6か月前納」)を希望される場合は、**令和6年2月末(必着)まで**に申出書を提出する必要があります。

### 日本年金機構ホームページへの記載

令和6年1月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

### 留意事項

令和5年12月中旬の情報をもとに送付するため、すでに口座振替やクレジットカード納付をお申込みいただいている方や、国民年金第1号被保険者ではなくなった方にもお知らせが届く場合がありますので、ご留意願います。



国民年金保険料を納付書で納めている方へ

# 口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトク！ってご存じでしたか？

## なんで便利でおトクなの？

1. 金融機関等へ行く手間が省けます。
2. 保険料の納め忘れがありません。
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得！

※クレジットカード納付は納付書と同額の割引が適用されます。

おすすめできるポイントがこんなにあるんだね



ねんきん太郎  
「ねんきんネット」マスコット

## ▼保険料額と前納割引額の目安

【令和5年度額】

支払方法 期間	1カ月		6カ月 4月～9月分、10月～翌年3月分		1年 4月～翌年3月分		2年 4月～翌々年3月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書（毎月払い）	16,520円		99,120円		198,240円		402,000円	
①口座振替前納	16,470円	50円	97,990円	1,130円	194,090円	4,150円	385,900円	16,100円※
②クレジット前納 納付書前納			98,310円	810円	194,720円	3,520円	387,170円	14,830円※

※前納を2年にすると、1カ月分の保険料額（16,520円）と同程度の割引が受けられます。

## 手続き方法

提出書類を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、お送りください。（記入例は裏面にあります。）



① 口座振替  
での納付をご希望の方

### ●提出書類

「国民年金保険料口座振替納付申出書」

※一部の金融機関（インターネット銀行を含む）では口座振替のご利用ができない場合があります。



② クレジットカード  
での納付をご希望の方

### ●提出書類

「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、同意書によるカード名義人の同意が必要です。  
同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。

## お申し込み期限

4月末日からの前納・・・**2月末日必着でお申し込みください。**

「6カ月前納（4月～9月）」「1年前納（4月～翌年3月）」「2年前納（4月～翌々年3月）」

※毎月払いをご希望の場合は、いつでもお申し込みできます。

※お申し込みから口座振替納付が開始されるまで1～2カ月程度、クレジットカード納付は2カ月程度かかる場合があります。



# 勧奨用リーフレット（うら面）

## 記入例

○申出書は、口座振替とクレジットの2種類あります。どちらか選択してください。

### 口座振替納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

記入後は  
返信用封筒  
で提出してね



①印字された基礎年金番号と生年月日を確認  
のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

国民年金保険料口座振替納付申出書（年金事務所用） 令和6年1月1日 9999-999999 昭和43年4月5日 03-9999-9999		国民年金保険料口座振替依頼書 （金融機関・ゆうちょ銀行用） 令和6年1月1日 9999-999999 昭和43年4月15日 03-9999-9999	
氏名 年金 太郎 住所 千代田区 霞が関 1-2-2		氏名 年金 太郎 住所 千代田区 霞が関 1-2-2	
① 基礎年金番号 9999-999999 ② 生年月日 昭和43年4月5日 ③ 電話番号種別 03 ④ 電話番号 9999-9999		① 基礎年金番号 9999-999999 ② 生年月日 昭和43年4月15日 ③ 電話番号種別 03 ④ 電話番号 9999-9999	
⑤ 希望する振替方法の番号に○を付けてください。 1 当月末振替（早割） 2 6カ月前納 3 1年前納 4 2年前納		⑤ 希望する納付方法の番号に○を付けてください。 1 毎月納付 2 6カ月前納 3 1年前納 4 2年前納	

②希望する振替方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「当月末振替（早割）」、「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」の順に大きくなります。  
（2年前納がもっともお得です）

③金融機関への届出印を鮮明にご押印ください。

【ご注意ください】  
「国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）」の記入事項を訂正する場合は、必ず**訂正印（届出印）**をご押印ください。

### クレジットカード納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

①印字された基礎年金番号と生年月日を確認  
のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

②希望する納付方法の番号に○を付けてください。  
※保険料の割引額は「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」の順に大きくなります。  
（2年前納がもっともお得です）

届書コード 6542	国民年金保険料クレジットカード納付申出書		年金事務所長あて	令和6年1月1日
①基礎年金番号 9999-999999	②生年月日 昭和43年4月5日	③電話番号種別 1 自宅 2 携帯 3 勤務先 4 その他	④電話番号 03-9999-9999	
氏名 年金 太郎		住所 千代田区 霞が関 1-2-2		
⑤カード番号 3456-7890-1234-567808		⑥カード有効期限 2025年8月		⑦納付方法 1 毎月納付 2 6カ月前納 3 1年前納 4 2年前納
クレジットカード名義人氏名（自署） 年金 太郎		被保険者との続柄 本人		
1. アメリカン・エクスプレス 6. セゾン 11. 東急 16. UCS 21. Master		2. イオン 7. JCB 12. トヨタファイナンス 17. ライフカード		
3. NC日商連 8. セディナ 13. 日専連 18. 楽天		4. OC 9. ダイナースクラブ 14. 三井住友 19. UC		
5. Orico 10. ジャックス 15. 三菱UFJニコス 20. VISA				

③クレジットカード会員の方が自署でご記入ください。

※被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人名をご記入ください。

④本人以外の場合に電話番号をご記入ください。

被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話又は書面による同意確認を行っています。

## 令和5年分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します (特定事業部・国民年金部)

「かけはし」第84号でもお知らせしたとおり、令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方へ、令和5年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付する予定です。(以下の表の③及び④が対象者です。)

所得税及び住民税の申告において、令和5年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

### ＜控除証明書の送付対象者＞

対象者		送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月26日(木)から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方(※)	電子送付	令和5年10月18日(水)から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます。)	郵送	令和6年2月6日(火)
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方(※)	電子送付	令和6年1月26日(金)

※ 電子送付希望の登録を行った方に加えて、今年度は、マイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続きをしているすべての方に電子送付を行います。ただし、「ねんきんネット」で「電子送付を希望しない」を登録している方には電子送付は行いません。

具体的な質問に対しては「ねんきん加入者ダイヤル」(下記をご参照ください)にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。



### 「ねんきん加入者ダイヤル」

#### ◆ 電話番号

(ナビダイヤル) 0570-003-004

050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525

#### ◆ 受付時間

・月～金曜日 午前8:30～午後7:00

・第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※ 土日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

#### ◆ 留意事項

▶ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話等、一般の固定電話以外からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

▶ 「(東京)03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

その他、控除証明書に関する情報は「かけはし」第84号の3頁から10頁に掲載していますのでご参照ください。

次頁以降に令和6年2月送付分の様式を掲載しています。







# ◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

【2月送付用】うら面


お問い合わせは『控除証明書相談チャット』または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

二次元コード

**1. 控除証明書相談チャット（24時間対応）**

- ・控除証明書に関するお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。
- ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。  
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2023.html>)

**2. ねんきん加入者ダイヤル**

 **0570-003-004**

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525

＜受付時間＞  
月～金曜日 午前8：30～午後7：00  
第2土曜日 午前9：30～午後4：00  
\*土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6630-2525」の番号におかけになる場合、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になってしまうケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

**再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ**

二次元コード

- ・ねんきんネットから、控除証明書の再交付申請ができます。
- ・マイナンバーからねんきんネットを利用いただき、再交付申請をすると、電子版の控除証明書を受け取ることができます。
- ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。  
([https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/))

お知らせは内側にあります。  
矢印の方向へゆっくりはかしてご覧ください。  
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。） 2402.1034.001

**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について**

**国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。**

**ご家族の保険料も控除の対象です。**

- ・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象になります。

**申告の際は納付を証明する書類が必要です。**

- ・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証）の添付等が義務付けられています。
- ・本証明書は、e-Tax等で利用できる電子版も交付しています。

\*令和6年1月1日以降に納付した保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

**＜電子版の控除証明書：e-Taxで簡単に確定申告＞**

1. 既にマイナンバーからねんきんネットを利用している方
  - ・令和5年分は、マイナンバーの「お知らせ」に電子版の控除証明書を既にお送りしています。
2. マイナンバーからねんきんネットを利用していない方
  - ・マイナンバーからねんきんネットを利用し、電子版の再交付申請を行ってください。

※来年以降、電子版の控除証明書を受け取るには、電子送付の登録手続きをしてください。（この場合、郵送はされなくなり、マイナンバーからメールが届きます。）  
※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。  
([https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshifufu\\_kojin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshifufu_kojin.html))

二次元コード

**保険料納付は、口座振替が便利でお得！**

—安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします—

- 安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
- 簡単 1度の手續でOK！手数料もかかりません
- 便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
- お得 早期・前納を利用してお得な割引

**口座振替なら、早期が利用できます。**

早期（当月保険料の当月末引落）は、毎月の保険料が50円割引となります。<sup>※1</sup>

**口座振替による前納は、もっとお得です。**

保険料を前納すると割引があります。

口座振替による割引額と保険料額の例 <sup>※1</sup>

前納方法	前納期間	保険料額（割引額）
口座振替	1年度分	198,240円→194,090円（4,150円割引）
	2年度分	402,000円→385,900円（16,100円割引）
納付書 <sup>※2</sup> （スマネット） 付込み <sup>※2</sup> 及びクレジット カード納付	1年度分	198,240円→194,720円（3,520円割引）
	2年度分	402,000円→387,170円（14,830円割引）

（参考）

<sup>※1</sup> 割引額・前納保険料等は、令和5年度の金額となります。  
令和6年度の前納保険料額等については、令和6年2月下旬に告示される予定です。

<sup>※2</sup> バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書等）は、コンビニエンスストアによるお支払い及びスマネットがご利用いただけません。

**口座振替のお申し込み**

口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの金融機関でお申し込みができます。  
詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め切りです。お早めにお申し込みください。

17

January 2024 <Vol.86>

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【2月送付用】おもて面

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』へ(24時間対応)

控除証明書に関するお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。右の二次元コードよりぜひご利用ください。

二次元コード

(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2023.html>)

宛先不明の場合の返送先

〒

2402 1034 002

ご本人様控 **社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**

被保険者氏名

基礎年金番号

令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

各年に分けて申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円
	円
	円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「済」は令和5年中に納付した月を示しています。

↓ 社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。 ↓

<p style="text-align: center;"><b>社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書</b></p> <p>被保険者氏名</p> <p><b>証明日：令和6年1月1日</b> 令和5年中の納付済保険料額</p> <table border="1"> <tr><td>①納付済額</td><td>円</td></tr> <tr><td>②見込額</td><td>円</td></tr> <tr><td>③合計額</td><td>円</td></tr> </table> <p>各年に申告する場合の証明額</p> <table border="1"> <tr><th>申告年分</th><th>証明額</th></tr> <tr><td></td><td>円</td></tr> </table> <p>歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 <b>印</b></p>	①納付済額	円	②見込額	円	③合計額	円	申告年分	証明額		円	<p style="text-align: center;"><b>社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書</b></p> <p>被保険者氏名</p> <p><b>証明日：令和6年1月1日</b> 令和5年中の納付済保険料額</p> <table border="1"> <tr><td>①納付済額</td><td>円</td></tr> <tr><td>②見込額</td><td>円</td></tr> <tr><td>③合計額</td><td>円</td></tr> </table> <p>各年に申告する場合の証明額</p> <table border="1"> <tr><th>申告年分</th><th>証明額</th></tr> <tr><td></td><td>円</td></tr> </table> <p>歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 <b>印</b></p>	①納付済額	円	②見込額	円	③合計額	円	申告年分	証明額		円	<p style="text-align: center;"><b>社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書</b></p> <p>被保険者氏名</p> <p><b>証明日：令和6年1月1日</b> 令和5年中の納付済保険料額</p> <table border="1"> <tr><td>①納付済額</td><td>円</td></tr> <tr><td>②見込額</td><td>円</td></tr> <tr><td>③合計額</td><td>円</td></tr> </table> <p>各年に申告する場合の証明額</p> <table border="1"> <tr><th>申告年分</th><th>証明額</th></tr> <tr><td></td><td>円</td></tr> </table> <p>歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 <b>印</b></p>	①納付済額	円	②見込額	円	③合計額	円	申告年分	証明額		円
①納付済額	円																															
②見込額	円																															
③合計額	円																															
申告年分	証明額																															
	円																															
①納付済額	円																															
②見込額	円																															
③合計額	円																															
申告年分	証明額																															
	円																															
①納付済額	円																															
②見込額	円																															
③合計額	円																															
申告年分	証明額																															
	円																															

## ◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【2月送付用】うら面

### 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- **証明日は、令和6年1月1日です。**
  - ・令和6年1月1日以降に納付した保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。
- **国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。**
- **ご家族の保険料も控除の対象です。**
  - ・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。
- **申告の際は納付を証明する書類が必要です。**
  - ・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
  - ・本証明書は、e-Tax等で利用できる電子版も交付しています。
- **再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ**
  - ・ねんきんネットから、控除証明書の再交付申請ができます。
  - ・マイナポータルからねんきんネットをご利用いただき、再交付申請をすると、電子版の控除証明書を受け取ることができます。
  - ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。  
([https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/))

二次元  
コード

- **お問い合わせ**
  - (1) 『控除証明書相談チャット』（24時間対応）
    - ・表面の二次元コードよりご利用ください。
  - (2) **ねんきん加入者ダイヤル**  
TEL：0570-003-004（ナビダイヤル）  
050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525  
<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00  
\* 土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。
- **電子版の控除証明書：e-Taxで簡単に確定申告**
  - (1) **既にマイナポータルからねんきんネットを利用している方**
    - ・令和5年分は、マイナポータルの「お知らせ」に電子版の控除証明書を既にお送りしています。
  - (2) **マイナポータルからねんきんネットを利用していない方**
    - ・マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子版の再交付申請を行ってください。
    - ※来年以降、電子版の控除証明書を受け取るには、電子送付の登録手続きをしてください。（この場合、郵送はされなくなり、マイナポータルからメールが届きます。）
    - ※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。  
([https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshisofu\\_kojin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshisofu_kojin.html))

二次元  
コード

#### ●前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択してください。

##### (1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）

本証明書の「令和5年中の納付済保険料額」に記載されている合計額が証明額となります。  
申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。

##### (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）

各年に分けて申告する場合、各年の控除額は下表の例のように算出されます。申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

(2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。また、令和6年に令和6年分と令和7年分をまとめて控除することもできません。

本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。

【例】各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合

控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和5年4月分から令和7年3月分）385,900円を前納した場合	例2 納付書で17か月分（令和5年11月分から令和7年3月分）278,960円を前納した場合
㉑令和5年	(令和5年4月から令和5年12月までの9か月分) 385,900円×9か月/24か月=144,713円	(令和5年11月から令和5年12月までの2か月分) 278,960円×2か月/17か月=32,819円
㉒令和6年	(令和6年1月から令和6年12月までの12か月分) 385,900円×12か月/24か月=192,950円	(令和6年1月から令和6年12月までの12か月分) 278,960円×12か月/17か月=196,913円
㉓令和7年	(令和7年1月から令和7年3月までの3か月分) 385,900円 - ㉑ - ㉒ = 48,237円	(令和7年1月から令和7年3月までの3か月分) 278,960円 - ㉑ - ㉒ = 49,228円

※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。

#### 【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、「\*\*\*\*\*」と表示されます。
- 「③合計額」は、「\*\*\*\*\*」と表示されます。

#### 【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、「\*\*\*\*\*」と表示されます。
- 「③合計額」は、「\*\*\*\*\*」と表示されます。

#### 【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、「\*\*\*\*\*」と表示されます。
- 「③合計額」は、「\*\*\*\*\*」と表示されます。

国民年金保険料を納付いただいていない期間がある方に、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)」を2月にお送りいたします。

催告状は、圧着はがき形式になっており、直近の納付状況や年金加入状況を確認することができます。

### 対象者

令和5年4月分以降にのみ国民年金保険料の未納期間がある方(※)

※ 令和6年1月中旬に対象者を抽出しています。

### 発送日

◆ 令和6年2月中旬(予定)

### 発送物

国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)

(催告状の様式については、次頁をご覧ください。)

### 日本年金機構ホームページへの記載

令和6年2月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。





# 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」（おもて面）

料金後納郵便

**親展**

XXX-XXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 様  
9999-9999999-9999-999

大切なお知らせ 必ずご開封ください。

**国民年金保険料のお知らせ**

差出人

**日本年金機構**  
Japan Pension Service

〒168-8505  
東京都港区東新井三丁目5番24号

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）  
X X X X X X X X X X X X X X X X  
X X X X X X X X X X X X X X X X  
〒 999-9999  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

TELXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
ご案内は内側にあります。  
裏面①からゆっくりと開いてご覧ください。

## 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）

お客様の国民年金保険料には、下記の納付状況のとおり未納があります。  
未納があると、年金を受け取る時に影響があります。金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

納付状況		未納月数	未納金額
年度	X	Z9 カ月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	X X X X X X X X X X X X X
年度	X	Z9 カ月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	X X X X X X X X X X X X X
年度	X	Z9 カ月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	Z9	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	X X X X X X X X X X X X X
合計		Z9 カ月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円

納付状況の記号説明

* 未納	サ 学生納付特例
A, B, H, Y 納付済	セ 納付猶予
L, R, Y, Z 全額免除	+ 第3号納付
ア, ヒ 半額, 3/4, 1/4免除(未納)	D, E 産前産後免除
イ, ツ, フ 半額, 3/4, 1/4免除(納付済)	- 納付期限2年経過(注)
/ 厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または20歳前の期間	

(注) 納付状況に関わらず「-」と表記しています。

令和9年99月99日時点のデータに基づき作成しています。  
すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

## 必ずお読みください

- 納付書がお手元でない場合は再発行します。年金事務所までご連絡ください。
  - 経済的に保険料を納めることが難しい場合は、国民年金保険料の免除申請を行うことができます。詳しくは裏面をご覧ください。
  - 未納のままでは年金を受け取ることができない場合があります。これまでの加入月数は下記の年金加入状況をご確認ください。
- お問い合わせの際は基礎年金番号が必要です。  
お客様の基礎年金番号は 9999-999999 です。

**年金加入状況**

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。  
・共済組合に加入していた月数は含んでいません。  
・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金月数							
全額納付	半額納付	1/4免除	3/4免除	学生納付特例	納付猶予	産前産後免除	免除
Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9
厚生年金保険加入月数		船員保険加入月数		合計			
Z9	カ月	Z9	カ月	Z9 カ月			

令和●●年●●月より国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。

「○○○○○○○」  
お問い合わせ先 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
営業時間 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

# 「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」（うら面）

国民年金保険料に未納がある場合や、免除または納付猶予の申請が無い方には、日本年金機構が委託した民間事業者から、文書、電話による納付や免除等申請手続きのご案内をしています。

- ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ってうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいてA T M操作をお願いすることは一切ありません。
- 基礎年金番号通知書又は年金手帳、年金証書、現金等をお預かりすることは一切ありません。

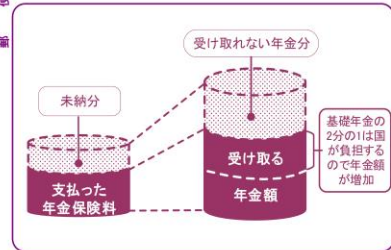
**開封方法**

①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。

## 国民年金保険料は、多くの方にお支払いいただいています

公的年金加入者約6800万人のうち未納者は1%に過ぎません。  
※ 2カ月の保険料が未納となっている方

- 保険料の未納が続くと、
- ・未納1年あたり「老齢基礎年金」が年額約2万円少なくなります。
  - ・障害を負ってしまった時「障害基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
  - ・お亡くなりになった時、遺族の方が「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。



## 保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（任意加入期間は除きます。）について、さかのぼって申請できます。

詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特別制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。  
(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/merjo/index.html>)

国民年金の免除手続は電子申請が便利です

**国民年金 免除 電子申請 検索**

([https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html))



納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象となりますので、税金の負担が軽減されます。

## 国外転出入情報を活用した国民年金第3号被保険者等に係る勸奨等を実施します (国民年金部)

令和6年3月以降、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの住民票上の国外転出及び国外から国内への転入に関する情報（以下「国外転出入情報」という。）に基づき、以下の対象者へ勸奨及び職権による資格喪失処理を実施します。

なお、具体的な送付文書等につきましては、別途お知らせいたします。

### 対象者

#### (1) 国外転出した国民年金第1号被保険者

国外転出入情報が基礎年金番号ファイルに収録された月（N月）の翌々月（N+2月）の最終営業日にシステムにより自動で資格喪失処理を行います。

#### (2) 国外転出した国民年金第3号被保険者

配偶者が全国健康保険協会の被保険者である第3号被保険者については、N+2月に事業主又は本人宛てに勸奨状を送付し、それでもなお、海外特例該当届又は非該当届の提出がない対象者については、N+4月の最終営業日に、自動で資格喪失処理を行い、併せて扶養解除処理を行います。

配偶者が健康保険組合又は共済組合の被保険者である第3号被保険者の場合は、勸奨状を送付することなく、(1)の国民年金第1号被保険者と同様にN+2月の最終営業日に資格喪失処理を行います。

# 年金生活者支援給付金 相談チャットの開設について

(年金給付部)

日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。

今回、令和5年12月8日に「年金生活者支援給付金」に関する相談チャットを追加しました。次頁では、相談チャットで対応している質問内容の一覧を紹介しています。

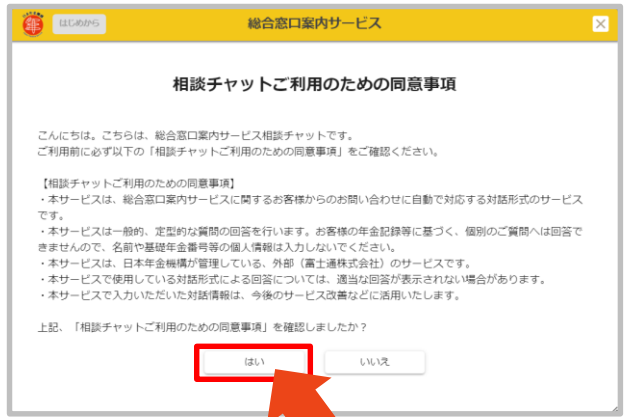
相談チャットは、24時間いつでも対応していますので、ぜひお客様へご案内ください。

## 相談チャットの画面イメージ

### ①【日本年金機構ホームページトップ画面】



### ②【相談チャット同意事項画面】



### ③【相談チャット総合画面】



### ④【相談チャットカテゴリ選択画面】



### ⑤【相談チャット質問選択画面】



### ⑥【相談チャット回答画面】





## 【相談チャット カテゴリ別質問一覧】

### 年金生活者支援給付金の制度について

#### 老齢（補足的）年金生活者支援給付金について

老齢（補足的）年金生活者支援給付金の給付額はいくらですか？

老齢（補足的）年金生活者支援給付金の支給要件を教えてください。

#### 障害年金生活者支援給付金について

障害年金生活者支援給付金の給付額はいくらですか？

障害年金生活者支援給付金の支給要件を教えてください。

#### 遺族年金生活者支援給付金について

遺族年金生活者支援給付金の給付額はいくらですか？

遺族年金生活者支援給付金の支給要件を教えてください。

### 年金生活者支援給付金の手続きについて

#### 年金生活者支援給付金を請求する方の手続きについて

65歳の誕生日を迎え、老齢基礎年金を新規に請求する時の年金生活者支援給付金の請求方法は？

65歳の誕生日を迎える時点で特別支給の老齢厚生年金をもらっていますが年金生活者支援給付金の案内がきました。この請求方法は？

65歳の誕生日を迎える時点で老齢基礎年金を繰上げ受給していますが年金生活者支援給付金の案内がきました。この請求方法は？

障害基礎年金または遺族基礎年金を新規に請求する時の年金生活者支援給付金の請求方法は？

成年後見人等が年金生活者支援給付金の請求を代わりに行う時の手続き方法は？

年金生活者支援給付金請求書（はがき型）が届いたときの請求方法は？

#### 年金生活者支援給付金を受給している方の手続きについて

年金生活者支援給付金の各種通知書を再発行したいときは？

年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなったときは？

年金生活者支援給付金を受給している方が亡くなったときは？



## 【相談チャット カテゴリ別質問一覧】

### 年金生活者支援給付金の支給金額について

老齢（補足的）年金生活者支援給付金の給付額はいくらですか。

障害年金生活者支援給付金の給付額はいくらですか。

遺族年金生活者支援給付金の給付額はいくらですか。

### 年金生活者支援給付金の支払時期について

年金生活者支援給付金の支払時期は？

### その他（よくある質問）

#### 年金生活者支援給付金の支給要件の関係

年金生活者支援給付金の対象となるのはどんな人ですか？

世帯構成等が変更となった場合、年金生活者支援給付金を受給できますか？

年金生活者支援給付金の支給対象期間を教えてください。

年金生活者支援給付金を請求した場合は、いつから支給の対象になりますか？

夫婦2人で暮らしています。2人とも年金生活者支援給付金の支給要件を満たしていますが、2人とも受け取れるのですか？

年金生活者支援給付金は1回だけしか受け取れませんか？

#### 年金生活者支援給付金の手続きの関係

年金生活者支援給付金請求書（はがき型）は、いつ頃送られますか？

いつ、どうやって認定請求の手続きをすればよいのですか？

年金生活者支援給付金を受け取るためには手続きが必要ですか？

年金生活者支援給付金を受け取るためには、毎年、手続きが必要ですか？

#### 年金生活者支援給付金の継続認定の関係

「支給金額変更通知書」（または「不該当通知書」）が届きました。なぜですか？

修正申告の手続きを行い、所得額等は基準以下となっていますが、なぜ不該当となるのですか？

昨年の所得額は基準を超えていましたが、今年の所得は低下する見込みです。このような場合、年金生活者支援給付金を受給することはできないのですか？

# 予約による年金相談周知用チラシ及びポスターの変更

(相談・サービス推進部)

年金相談の予約については、令和3年5月より、老齢年金の請求に関する手続き・相談を対象としてインターネットによる予約受付を行っています。

この度、令和6年1月より、インターネット予約の対象を遺族年金、未支給年金、障害年金の請求に関する手続きにも拡大いたしましたので、予約による年金相談の周知用チラシ及びポスターのデザイン変更を行いました。

## ■ 変更後のチラシ

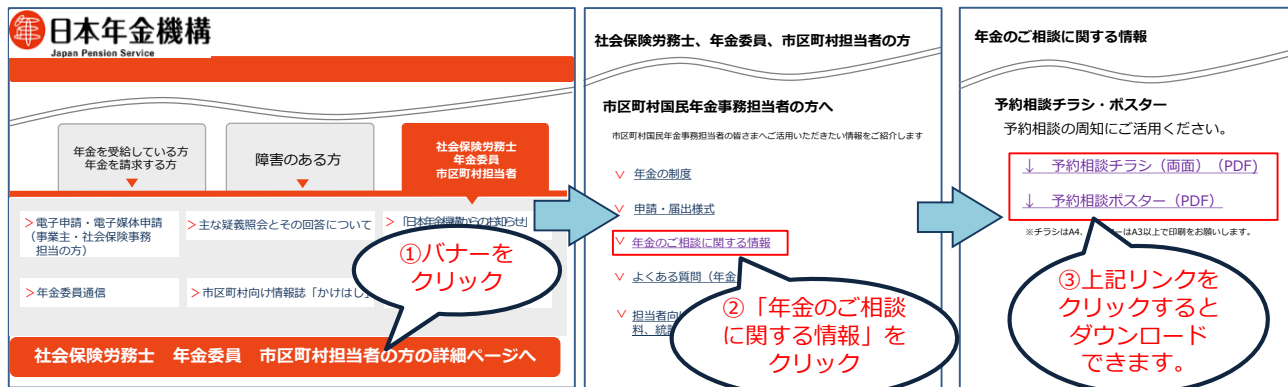
(表面)

(裏面)

## ■ 変更後のポスター

(表面のみ)

◆ 日本年金機構ホームページからPDFデータをダウンロードできます。  
 トップページからPDFデータの格納先までの遷移手順は、以下のとおりです。



掲示・配布にご協力いただいている市区町村におかれましては、従来のチラシ・ポスターの差し替えにご協力いただきますようお願い申し上げます。



**令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大(厚生年金保険の被保険者51人以上の企業等)が行われます**  
**(事業企画部・厚生年金保険部)**

令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」の一部施行に伴い、令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます。

**短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大**

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等(現在は厚生年金保険の被保険者数101人以上の企業等)で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。  
 当該義務化の対象となる可能性がある事業所には、お知らせの送付等により個別のご案内を実施いたします。

＜加入対象(短時間労働者)の要件＞

- 週週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

■ 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等について

厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数(※)が、1年のうち6カ月以上51人以上となることを見込まれる企業等のことです。  
 ※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

■ 周知

日本年金機構ホームページ内に、パート・アルバイトの方や事業主向けのガイドブック等を掲載していますので、お客様からのお問い合わせなどにご活用ください。

[従業員向け]



ガイドブック  
 「パート・アルバイトのみなさまへ  
 配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ」

[事業主向け]



ガイドブック  
 「従業員数100人以下の事業主のみなさまへ」



# 障害年金講座

第 37 回！

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



## ～ちょっと気になる うるう年の初診日と障害認定日の関係～

令和6年はうるう年です。例を掲載しますので、参考にしてください。

初診日	障害認定日
令和4年8月29日	令和6年2月29日
令和4年8月31日	令和6年2月29日
令和4年9月1日	令和6年3月1日
令和6年2月28日	令和7年8月28日
令和6年2月29日	令和7年8月29日
令和6年3月1日	令和7年9月1日

さて、今回のテーマは、**診断書交付時のお願い その①** です。

### 診断書交付時のお願い

- 「診断書の記載漏れ防止」の観点より、診断書交付時に記入上の注意について可能な限り説明をお願いします。
- 診断書にあります記入上の注意は、切り離さないまま診断書作成医に渡していただくよう説明をお願いします。
- 今回は「精神の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」（表裏両面）をセットにしたものを掲載しました。両面印刷し、診断書と一緒に病院に持参できるよう診断書交付時にご活用ください。（他の診断書も随時掲載していく予定です。）







以下の診断書の太文字の欄は、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

⑧欄

診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)

⑩欄

障害の状態 (平成・令和 年 月 日現症)

⑩ウ1欄

日常生活状況

⑩ウ2欄

日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。)  
(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)

⑩ウ3欄

日常生活能力の程度 (該当するもの一つにチェックしてください。)  
※ 日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。

⑪欄

現症時の日常生活活動能力及び労働能力(必ず記入してください。)

⑫欄

予後 (必ず記入してください。)

※ 診断書作成医等の欄も、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

上記のとおり、診断します。

年 月 日

⑩欄の現症日以降の日付

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

## 地域の独自情報

### 編集後記

年末、実家に帰省し自分の部屋を掃除していると、以前購入したモバイル充電を発見しました。どこかで無くしたと思っていたのですが、どうやら実家に置き忘れていたようです。外に出かける際の必需品ですので、無くしたままではいけないと思い、最近新しいモバイル充電を購入したところでした。結局、合計2台持っていることになったので、発見からしばらくはどうしたものかと悩みましたが、年が明けてから非常時に備えて家族に1台渡すことにしました。家族に渡したモバイル充電が役に立つのか分かりませんが、備えあれば患いなしと前向きにとらえようと思います。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願いたします。